

# 平成31年度 潟上市社会福祉協議会 事業計画

## 「活動方針」1 地域共生社会の実現に向けて

改正社会福祉法のもとに、現在、各市町村では、公的な福祉サービスと協働して誰もが助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現をめざした包括的な支援体制の整備が進められています。

このような中、本社会福祉協議会は、地域における「協働の中核」としての機能を発揮し、役割の明確化とともに、福祉のネットワークを基盤にしながら包括的な相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤強化等について、民生・児童委員、社会福祉法人・住民組織及び共同募金運動との連携・協働した取組みを強化します。

また、地域福祉推進を担う人材確保を目的にコミュニティソーシャルワーカーの養成や福祉教育の普及啓発を行うとともに、生活支援・介護予防の基盤整備を進める生活支援コーディネーターの配置や住民による地域福祉活動を担うリーダー的人材の養成を進めます。

本格的な少子高齢化社会を迎えて、障がいの有無に関わらず、市民誰もが安心して充実した生活を送るために、地域での支え合いのための地域力を高める取組みの基盤強化を図ります。

## 「活動方針」 2 大規模災害対策の推進

昨年も大きな自然災害がたびたび発生しました。本会においては、県中央部を中心に浸水被害見舞われた秋田市からのボランティア要請に応え、平成30年5月29日から6月3日にかけて職員を派遣しました。また平成30年7月豪雨災害でも社協職員による災害ボランティアセンター運営支援等の活動が展開されました。

大規模災害被災地における福祉関係者による被災者支援活動として、災害ボランティアセンター、避難所支援、被災施設運営支援等のための支援体制の整備を図ります。

また、大規模災害被災地の実情や変化していく生活課題・福祉課題について、被災地福祉関係者はもとより、支援を行う幅広い関係機関・団体と情報共有した被災地支援活動や、災害時におけるボランティアセンター設置・運営について適宜訓練実施を推進します。

## 「活動方針」 3 総合的な権利擁護体制の構築

「成年後見制度利用促進における社協の取組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」の普及・促進をはかります。地域連携ネットワークへの積極的な参加や支援会議の設置に向けた取組みなど、自治体を主体とする総合的な権利擁護・相談支援体制の確立に向けた取組みを推進します。

また、日常生活自立支援事業の利用促進をはかるとともに、その事業実施体制の改善、維持のための人材育成等を推進します。

## ◎ 基本理念

共に支え 共にたすけあい 共にいきる ふれあいのまちづくり

潟上市社会福祉協議会は「共に支え合う福祉のまちづくり」を、めざす姿とし、各地域における支え合いのサロン活動や、高齢者の見守りネットワーク活動、小・中学校の福祉教育・ボランティア事業、各種の相談事業などを推進し、更なる地域福祉の基盤強化を図ります。

## 《重点事業》

### 地域の支え合いの体制づくり

介護保険制度改正による「介護予防・日常生活支援総合事業」において、住民同士の助け合いによる生活支援の拡充が求められています。町内会等の単位で地域の課題解決に住民が主体的に取り組む「地域支え合いのしくみづくり」モデル事業を通じて基盤整備を図るとともに「ふれあいサロン」「いきいきサロン」「小ネットワーク活動」等の生活支援活動の充実に向けた取り組みを進めます。

### 社会福祉法人施設との連携事業

#### ① 「障がい者施設と連携した農福連携事業」

障がい者等の農業分野での活躍を支援するボランティア派遣等を通じ、農福連携事業を推進します。障がい者等が地場産品を生産販売する事業に対し、社協を通じてボランティアを募り後方支援するもので、障がい者等の多様な人との交流や就労意欲を喚起します。また、ボランティア支援により、高齢者の介護予防や健康寿命の延伸を推進します。

## ② 「福祉施設と連携した福祉カフェと総合相談所を開設」

社会福祉法人・施設と社協との連携による地域公益活動推進事業を継続し、市内 2 か所の福祉施設でカフェ等の居場所づくりを推進します。また、カフェの開設と併せて、日常の心配ごとや困りごとなどを受け付ける総合相談所を開設します。

## 福祉教育による人づくり

市内小・中学校における福祉教育やボランティア活動などを支援していきます。中学生を対象とした講演会や、「人にやさしいまちづくり探検隊（車いす体験）」事業を通じて児童・生徒の福祉の心の成長につなげます。

## 地域見守りネットワーク支援事業

単位自治会が主体となって行う、自治会範疇での住民相互の日常的な見守り活動を立ち上げを支援します。見守りは、公的なサービスでは対応できない生活支援や生活雑事を通して、身近な地域での住民相互の安心で安全なまちづくりを推進するものです。

## シルバー人材センターの法人化を推進

本会センターは、小規模センターとして運営体制等が脆弱なことから、複雑かつ専門化する業務に対応することが困難な状況にあることなどが課題としてあげられます。

より機能性を高め、地域及び会員ニーズに応じていくために、本会センターの国庫補助センター化（法人化）に向けた取組みを進めていきます。

## 地域福祉活動計画における方針から

地域福祉活動計画においては、4つの基本方針と11の基本計画、これを具現化する37からの個別事業をもって、計画を位置付けています。

### 基本目標1 安全安心のまちづくり

#### 1 在宅福祉の充実

- ① 要援護者の把握とネットワーク活動の強化
- ② ふれあい安心電話の周知
- ③ 地域に根ざした「いきいきサロン」の拡大
- ④ 介護用品支給及び寝具類洗濯乾燥消毒サービスの推進
- ⑤ 生活困窮者支援対策への対応
- ⑥ たすけあい資金の適正な活用

#### 2 障がい児・者の自立支援の強化

- ① 障がい児・者の社会参加のための相談機能の強化
- ② 家族介護者交流会の開催
- ③ 居宅介護事業の推進

#### 3 居宅介護サービスの強化

- ① 居宅介護サービスのPRの強化
- ② 介護支援事業の推進
- ③ 訪問介護事業の推進
- ④ 介護予防事業の周知

#### 4 地域防災体制の強化

- ① 要援護者並びに高齢者世帯への防災の周知
- ② 地域防災訓練の周知
- ③ 除雪体制の強化

### 基本目標2 助け合い支え合うまちづくり

#### 1 地域福祉活動の推進

- ① 福祉座談会の開催
- ② 社会福祉大会の開催

## 2 地域トータルケアの推進

- ① サポート委員会の設置
- ② コミュニティソーシャルワーカーの養成

### 基本目標3 学び参加するまちづくり

#### 1 子育て支援と高齢者の社会参加の支援

- ① 世代間交流の推進
- ② シルバー人材センターの周知
- ③ 高齢者ふれあいサロンの地域開催の推進

#### 2 福祉教育の推進とボランティア活動の促進

- ① 福祉教育並びに事業への支援
- ② 要援護世帯の児童・生徒への支援
- ③ ひとにやさしいまちづくり探検隊の開催
- ④ ボランティアスクールの開催
- ⑤ 災害ボランティアの周知
- ⑥ 市民や企業のボランティア活動の促進

### 基本目標4 地域福祉活動の基盤づくり

#### 1 広報活動の充実

- ① 社協事業の周知
- ② 重点事業の周知
- ③ ホームページの充実

#### 2 財政基盤の強化

- ① 補助金、助成金、委託費の確保
- ② 会員加入のPR、会費・寄付金の確保
- ③ 赤い羽根共同募金の推進

#### 3 体制整備の促進

- ① 組織運営及び事業の再編
- ② ボランティアセンターの強化・推進